

○総務省令第二十七号

国勢調査令の一部を改正する政令（令和二年政令第四十六号）の施行に伴い、並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第四条第一項第一号、第七条第三項及び第九条第三項の規定に基づき、国勢調査施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

国勢調査施行規則の一部を改正する省令

国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(総務省令で定める島)</p> <p>第一条 国勢調査令(以下「令」という。)第四条第一項第一号の総務省令で定める島は、次のとおりとする。</p> <p>一 内閣府設置法第四条第一項第二十四号に規定する北方地域の範囲を定める政令(昭和三十四年政令第三十三号)に規定する北方地域にある歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島</p> <p>〔二略〕</p>	<p>(総務省令で定める島)</p> <p>第一条 国勢調査令(以下「令」という。)第四条第一項第一号の総務省令で定める島は、次のとおりとする。</p> <p>一 内閣府設置法第四条第一項第十三号に規定する北方地域の範囲を定める政令(昭和三十四年政令第三十三号)に規定する北方地域にある歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島</p> <p>〔二同上〕</p>

別記様式第1号（第3条第1項関係）

（表 面）

第 号 <b>国勢調査指導員証</b> 政府統計	
(写真) 氏 名 この者は、 国勢調査指導員であることを証明する。 任命期間	年国勢調査の 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 総務省統計局長 印	

（裏 面）

**注 意 事 項**

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

**統 計 法 (抄)**

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に  
 対し報告を求めることができる。  
 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をし  
 てはならない。

第14条 (前略) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。  
 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)  
 一 第14条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者  
 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>  
 照会・連絡先

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第1号（第3条第1項関係）

（表 面）

第 号 <b>国勢調査指導員証</b> 政府統計	
(写真) 氏 名 この者は、 国勢調査指導員であることを証明する。 任命期間	年国勢調査の 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 総務省統計局長 印	

（裏 面）

**注 意 事 項**

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

**統 計 法 (抄)**


第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その  
 他の団体に  
 対し報告を求めることができる。  
 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。  
 第14条 (前略) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。  
 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)  
 一 第14条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を  
 漏らした者 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>  
 照会・連絡先

（備考） この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第2号 (第3条第1項関係)

(表 面)

第 号	<b>国勢調査員証</b>	
政府統計		
(写真)	氏 名	この者は、 国勢調査員であることを証明する。
年 月 日	氏 名	年国勢調査の 国勢調査員であることを証明する。
年 月 日	氏 名	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	氏 名	年 月 日から 年 月 日まで
総務省統計局長 印		

(裏 面)

**注 意 事 項**

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

**統 計 法 (抄)**

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の有効のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。

第14条 (前掲) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第15条 (前掲) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第16条 (前掲) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第17条 次の各号の「イ」及び「ロ」に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。(中略)

第18条 次の各号の「イ」及び「ロ」に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。(中略)


＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第2号 (第3条第1項関係)

(表 面)

第 号	<b>国勢調査員証</b>	
政府統計		
(写真)	氏 名	この者は、 国勢調査員であることを証明する。
年 月 日	氏 名	年国勢調査の 国勢調査員であることを証明する。
年 月 日	氏 名	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	氏 名	年 月 日から 年 月 日まで
総務省統計局長 印		

(裏 面)

**注 意 事 項**

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

**統 計 法 (抄)**

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の有効のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。

第14条 (前掲) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第15条 (前掲) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第16条 (前掲) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第17条 次の各号の「イ」及び「ロ」に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。(中略)

第18条 次の各号の「イ」及び「ロ」に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。(中略)


＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第3号(第3条第2項関係)

(表 面)

第 号	年 国 勢 調 査
	委 託 管 理 団 体 証
	(業務委託証明書)
	以下の団体は、 年国勢調査に関する 業務の委託管理団体であることを証明する。 委託管理団体名：
調査従事者氏名：	
有効期間：	年 月 日から 年 月 日まで
	総務省統計局長 印
	

(裏 面)

**注 意 事 項**

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- この証明書は、業務の解除により業務の委託期間でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

**統 計 法 ( 特 )**

第41条 (罰則) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)


二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

照会・連絡先 総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第3号(第3条第2項関係)

(表 面)

第 号	年 国 勢 調 査
	委 託 管 理 団 体 証
	以下の団体は、 年国勢調査に関する 業務の委託管理団体であることを証明する。
委託管理団体名：	
調査従事者氏名：	
有効期間：	年 月 日から 年 月 日まで
	総務省統計局長 印
	

(裏 面)

**注 意 事 項**

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- この証明書は、業務の解除により業務の委託期間でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

**統 計 法 ( 特 )**

第41条 (罰則) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

照会・連絡先

[この調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。]

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第4号 (第4条関係)

国勢調査調査票

令和 年10月1日

1 世帯員の数
2 住居の種類
3 氏名及び男女の別

4 世帯主との続き柄
5 出生の年月
6 配偶者の有無
7 国籍

8 現在の場所
9 5年連続居住 年10月1日

10 世帯主の氏名
11 世帯員の名前

12 世帯員の名前

13 世帯員の名前

14 世帯員の名前

15 世帯員の名前

16 世帯員の名前

17 世帯員の名前

18 世帯員の名前

19 世帯員の名前

20 世帯員の名前

21 世帯員の名前

22 世帯員の名前

23 世帯員の名前

別記様式第4号 (第4条関係)

国勢調査調査票

平成 年10月1日

1 世帯員の数
2 住居の種類
3 氏名及び男女の別

4 世帯主との続き柄
5 出生の年月
6 配偶者の有無
7 国籍

8 現在の場所
9 5年連続居住 年10月1日

10 世帯主の氏名
11 世帯員の名前

12 世帯員の名前

13 世帯員の名前

14 世帯員の名前

15 世帯員の名前

16 世帯員の名前

17 世帯員の名前

18 世帯員の名前

19 世帯員の名前

20 世帯員の名前

21 世帯員の名前

22 世帯員の名前

23 世帯員の名前



## 附 則

この省令は、国勢調査令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。